

NISA（少額投資非課税制度） 非課税口座開設届出書等の提出期間についてのお知らせ

三条信用金庫

◇当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出（1）」における「当金庫が別途定める日」（非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限）は、非課税の特例の適用を受けようとする年に応じ、原則として以下のとおりとします。

なお、その提出時期によっては、税務署より「非課税適用確認書」の交付を受けるまでの所要日数の都合上、お客様が当該非課税の適用を受けようとする日の属する年に非課税口座を開設することができない場合があります。

	勘定設定期間	住民票の写し等の基準日	当金庫への届出書等の提出期間
第1期間	平成 26.1.1～ 平成 29.12.31	平成 25.1.1	平成 25.10.1～ 平成 29.9.25（休日の場合翌営業日）
第2期間	平成 30.1.1～ 平成 33.12.31	平成 29.1.1	平成 29.10.1～ 平成 33.9.25（休日の場合翌営業日）
第3期間	平成 34.1.1～ 平成 35.12.31	平成 33.1.1	平成 33.10.1～ 平成 35.9.25（休日の場合翌営業日）

以上につきまして、ご不明な点等がございましたら、当金庫お取扱い営業店・担当者にお問い合わせください。

三条信用金庫
登録金融機関
関東財務局長
(登金) 第244号